

そこに向かう作業は、組織の足腰を
強くするためのトレーニング。
認定NPO法人を目指してみませんか。

認定取得を希望する理由として多いのは「寄附集めにとって有効だから」というものです。しかし、実際には寄附金控除が活用できるようになったからといって、突然、自動的に多額の寄附が集まるようになる訳ではありません。

では、認定を取得するメリットは何か。実際に様々な認定NPO法人に話を聞くと「自分たちの団体の活動意義を見直すことができた」「会計等の事務体制を整備することができた」「代表中心からチームで働く組織に変革することができた」というような声を聞くことができます。

認定NPO法人への道は決して簡単ではありませんが、そこに向かう一つひとつの作業が、組織の足腰を強くするためのトレーニングのようなものです。全国で5万を超えたNPO法人のうち、まだ2.5%程度の認定・特例認定NPO法人を目指してみませんか。



認定NPO法人アカツキ 理事兼職員
永田賢介

認定NPO法人制度

認定・特例認定NPO法人

「認定 NPO 法人制度」は、NPO 法人への寄附を促すことによって活動を支援するため、税制上の優遇措置のある制度です。「認証」された NPO 法人が、一定の基準を満たすことによって、客観的事実に基づいて更に公益性の高い組織体制を持つと認められる「認定」NPO 法人へとステップアップします。「認定」の有効期間は 5 年であり、更新のためには再び申請し審査を受ける必要があります。

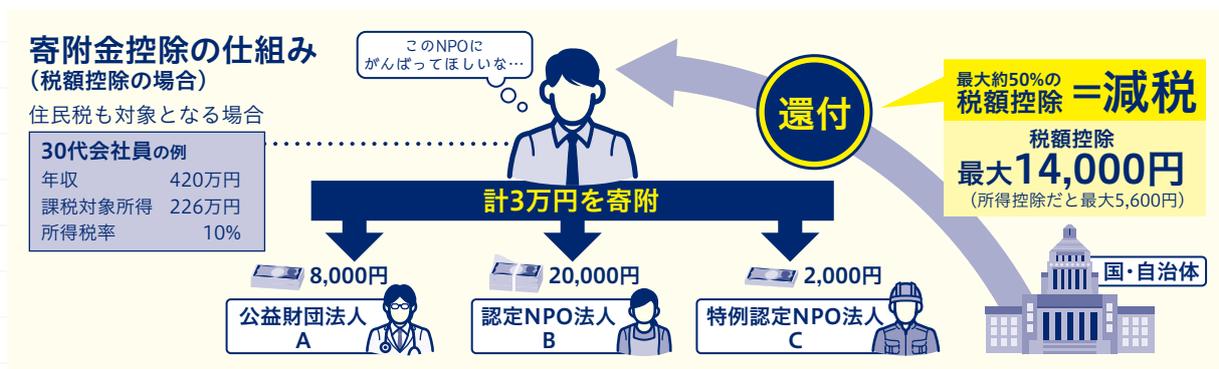
なお、設立後 5 年以内の NPO 法人においては、認定基準を一部免除した上で、有効期間 3 年間の税制優遇を受けることができる「特例認定^{*}」の制度も存在します。特例認定 NPO 法人は 1 回だけ取得することができ、その期間内に税制優遇を活用し、認定 NPO 法人を目指すことができます。

認定・特例認定 NPO 法人には寄附金を集めやすくなるといったメリットがありますが、その取得や更新（特例認定を除く）のためには一定の負担が生じます。このため、認定・特例認定の取得については、法人内部でよく話し合うことが大切です。

^{*}平成 29 年 4 月の法改正以前は、「仮認定」という名称でした。

寄附金控除の意義

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。



図引用：シーズ・市民活動を支える制度をつくる会「寄付税制 徹底解説!」パンフレットより

認定取得のメリット

税制上のメリット

		認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
① 個人が、寄附した場合	寄附金控除（税額控除又は所得控除）が適用され、税額控除の場合、確定申告をすることで、所得税と住民税を合わせて最大で寄附金の50%近くが税額から控除されます。	○	○
② 法人が、寄附した場合	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額があり、一般のNPO法人への寄附と比べ、経費として扱える寄附金の限度額が高くなります。	○	○
③ 個人が、相続又は遺贈により取得した財産を寄附した場合	寄附をした相続財産は相続税が非課税になります。	○	×
④ 法人自身に対する税の優遇措置（みなし寄附金制度）	収益事業から得た利益を本来目的の非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金に算入できるという制度です。結果として、収益事業にかかる法人税が軽減されます。控除上限額は、「所得の50%」か「200万円」のいずれか高い方です。	○	×

法人運営上のメリット

認定・特例認定を取得するためには、認定基準をクリアしなければならないことから、法人の経理や運営がより安定します。

また、認定・特例認定 NPO 法人は、一般の NPO 法人よりも進んだ情報公開を行い、適正な運営を行うことが求められていますので、社会的信用が高まります。

認定取得後の事務負担

証憑の管理

認定 NPO 法人は取得するまでの事務負担が多だけでなく、取得後も 5 年後の更新に向けて、高い水準の内部管理と情報公開を維持し続ける必要があります。(認定の更新時の実績判定期間は 5 年間です)。特に、税制優遇を受ける法人として適正かどうか、資金の出入りについては厳しくチェックされますので、会計処理にかかる証憑の保存・管理は重要です。

営利企業等への寄附や海外への送金に注意

認定・特例認定 NPO 法人制度は、NPO 法人が資金を集めやすくするために税制優遇を行う制度です。そのため内部から資金を持ち出す・提供することには大きな制約がかかります。例えば、営利企業や宗教法人への寄附を行ったとみなされた場合は、認定が取り消しになることもありますので注意しましょう。

助成金の支給を行った時、又は海外への送金、若しくは金銭の持出しを行う際には、所轄庁へ書類を提出しなければなりません。

助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく
海外への送金若しくは金銭の持出しを行った場合*	事業年度終了後の事業報告書と同時に

※平成 29 年 4 月 1 日を含む事業年度の 200 万円超の海外への送金は、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要です。

認定法人等の報告義務

認定・特例認定 NPO 法人の場合、事業報告書等に併せて提出しなければならない書類の数が、10 種類ほど増えます。

例) 役員報酬や給与の規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)、収益の源泉別の明細、借入金の明細、収益 (支出) の生ずる取引の上位 1 ~ 5 順位までの案件ごとの取引先・金額・内容に関する記録。

PSTと会員制度

PSTとは

認定基準の中でも最も困難と思われる PST 要件は、パブリック・サポート・テストの略であり、その名の通り「多くの市民から支援を受けているかどうか」を判定されるものです。

PST には、経常収入の 1 / 5 以上が寄附金である「相対値基準」と、年 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上である「絶対値基準」の 2 種類があります。市場価値で金額換算できるものであれば、物品寄附も算入可能です。

対価性に注意した会員設計を

NPO 法人の会員の会費が「実質的な継続寄附」であれば、この PST に算入することが可能です。例えば、社員（正会員）の会費は総会での議決権が対価とみなされるので寄附に算入することはできませんが、賛助会員、サポーター会員等の議決権がない会員の場合で、かつ、イベント参加費の割引や物品の送付等の特典がない場合は、会費を寄附金として PST に算入が可能です。

寄附者名簿の管理

認定 NPO 法人申請のためには、PST への算入確認のため、指定の形式で作成された寄附者名簿を提出する必要があります。事業年度ごと・実績判定期間の 2 事業年度分に以下の 4 項目について、寄附者の情報を記録します。

- ①氏名(法人名称) ②住所(法人の場合は法人所在地)
③寄附金額 ④受領年月日

🔍 注意事項（個人からの寄附の場合）

- ・氏名はカタカナ不可、漢字氏名原則
- ・住所は勤務先・所属先は不可、自宅の住所が原則

その他、以下のものについては、PST の絶対値基準への算入が出来ません。

- ・年間 3,000 円未満の寄附（同一人物からの合算は可）
- ・役員（理事・監事）からの寄附
- ・役員と同一生計者からの寄附
- ・氏名・住所が不明な匿名寄附

認定に向けた準備のためのリスト

認定要件チェックリスト

次の8要件を実績判定期間において満たしている必要があります。
(新規の場合は認定申請日の直前に終了した過去2事業年度、更新の場合は5事業年度)

【1】パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること

- 次のいずれかを満たしている
 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上である(相対値基準)
 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上である(絶対値基準)
 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けている(条例個別指定)

【2】活動のメインが共益的な活動でないこと

- 次の活動の合計が50%未満である
 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供等
 便益が及ぶ者が、特定のグループや特定の地域等の活動
 特定の人物や著作物に関する普及や広告宣伝等の活動
 特定の者の意に反した行為を求める活動

【3】組織運営等が適正であること

- 役員の総数のうち、役員及びその親族関係者等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
- 役員の総数のうち、特定の法人の役員や使用人等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
- 公認会計士または監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
- 各社員(正会員)の表決権が平等である
- 支出した金銭について使途が不明なものはなく、また帳簿に虚偽の記録をしていない

【4】事業活動について一定の要件を満たしていること

- 宗教活動及び政治活動、特定の政党・候補者等への推薦・支持・反対等を行っていない
- 役員や社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていない
- 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄附を行っていない
- 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費/事業費の総額】の割合が80%以上である
- 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた金額/受入寄附金の総額】の割合が70%以上である

【5】情報公開が適切であること

- 一般の人から事業報告書や役員名簿等の閲覧請求があった場合、応じることができる

【6】事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 各事業年度において、事業報告書や活動計算書等を所轄庁に提出している

【7】法令違反等がないこと

- 法令または法令に基づく行政庁の処分に違反する事実がない
- 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はない
- 公益に反する事実はない

【8】設立の日から1年を超えていること

- 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間が経過している

【欠格事由】

- 以下の欠格事由に該当しない
 NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
 認定または特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない
 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある

※詳細や具体的な個別判断は所轄庁窓口にご相談ください。

認定で注意すべきケース

役員構成で認定申請が延期に

認定 NPO 法人の役員要件には、「役員及びその親族等が役員総数の 1 / 3 以下であること」と「特定の法人の役員または使用人である者等が役員総数の 1 / 3 以下であること」があります。特に後者の判定対象となるのは、他の NPO 法人との兼務だけでなく、営利・非営利関係なく「法人」の役員・従業員であるため、株式会社や一般社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人、各種組合、自治体等が含まれます。この重複が 1 日だけでも発生してしまうと、当該事業年度は実績判定期間として使用できなくなってしまいます。

NPO 法人 A は役員 5 人の内 2 人が株式会社 B の役員と重複しているので、基準を満たすことができません。こうした場合には、役員の数を追加する等の措置をとる必要があります。



寄附金の70%基準

認定基準の中で意外な盲点になるのが「実績判定期間中の受入寄附金総額の 70% 以上を特定非営利活動事業の事業費に充てること（通称：70% 基準）」です。通常は問題にならない団体が多いのですが、委託事業や補助金が多く、それらだけで事業費の収支が見合っている場合、寄附収入が繰越金になっていたり、管理費に充てられおり、いつの間にか基準を満たさなくなっているケースがあります。

実績判定期間カレンダー

初めて認定・特例認定を受けようとする法人



過去に認定を受けたことのある法人(更新を含む)

